

鎌倉日和

vol.49

新型コロナウイルスが5類に移行してから、初めての夏を迎えました。鎌倉にも国内外からたくさんの方が訪れ、自由な夏を満喫する笑顔が溢れています。嬉しい一方で、猛暑により夏バテしてしまう方も増えていきます。夏バテの原因の一つに、体内の栄養素不足があります。そこで私は、栄養素を吸収する器官である腸を整えるために、発酵食品を積極的に食べ始めました。食事、睡眠、運動、まずはできることから整えて、過酷な夏を楽しく乗り切っていきましょう。

鎌倉ブランドのお客様

麴 Style 株式会社様

● 麴との出会い ●

鎌倉駅西口から坂道を上りトンネルを抜けると、そこは緑多く閑静な住宅街、佐助エリアです。その一角にある、白い壁と木の格子がスタイリッシュな麴 Style カフェにて、麴 Style 株式会社代表取締役鈴木ひろみさんにお話を伺いました。



インタビュー開始早々、鈴木さんの口から飛び出したのが、意外にも「私、お料理が苦手なんです」という言葉でした。「麴」というと、身体に良く「丁寧な暮らし」をイメージする方も多いと思いますが、鈴木さんが麴に着目してビジネスを始めたきっかけは、子育てをしながら仕事に忙しく、ご飯作りもままならない状況をどうにかしたいという思いからでした。ヨガインストラクターの資格も持ちの鈴木さんは、スポーツを通して身体と向き合っていたこともあり、健康の要は腸であると考え、腸を整える効果のある麴にたどり着いたそう



です。腸がきちんと機能すると、各種アレルギーや便秘・肌質が改善され、心まで健康になると言っても過言ではありません。「麴は不器用な私でも失敗することなく作ることができ、お料理に加えるだけで美味しくなり、身体にも良い。こんなに素晴らしいものはない!」と感じた鈴木さん。一生懸命働いて、日々の料理作りにハードルを感じている忙しい女性に一人でも多く麴を知って欲しいと考え、起業しました。

食べるものを自分で作れることは自信につながり、料理をすることが苦痛から喜びに変化したそうです。また、自身の経験からも、「女性の働き方」の選択肢として麴を使った仕事を提供したいと考え、麴の良さを次世代に伝えることと、女性の新たな働き方をつくることの二本柱をミッションに掲げ、一般社団法人日本麴クリエイター協会を立ち上げました。

食するものを自分で作れることは自信につながり、料理をすることが苦痛から喜びに変化したそうです。また、自身の経験からも、「女性の働き方」の選択肢として麴を使った仕事を提供したいと考え、麴の良さを次世代に伝えることと、女性の新たな働き方をつくることの二本柱をミッションに掲げ、一般社団法人日本麴クリエイター協会を立ち上げました。

● 麴菌が鎌倉に呼んでくれた ●

もともと海が好きで、海が見える別の場所で麴のサロンを開いていましたが、講座開催やカフェとしても運営できる場所を探す中で、現在の場所を見つけたそうです。不思議な

とに、鎌倉に来てから、それまであった様々なトラブルもなくなり、何事も穏やかに進むようになったといいます。「麴は古くから日本人が繋いできた日本の『国菌』です。菌が繋がるように歴史も繋がりますし、鎌倉という歴史ある場所で麴を伝えていくというご縁を感じています。麴菌が鎌倉に呼んでくれたのかもしれない」と鈴木さんは笑顔で語ってくれました。



● 商標登録と今後の展望 ●

日本麴クリエイター協会では、鈴木さん自身が麴作りをゼロから学び、考案したオリジナルの麴箱を使って、自宅でも麴が作れるようになる「麴クリエイター®講座」を開催しています。実はこの「麴クリエイター®」という名前は、2018年に当事務所商標登録（第6093293号）の取得をお手伝いしたのですが、約3年前、「糶クリエイター」という名称で事業をしている第三者が現れたのです。その際代理人として使用中止についても対応し無事に解決したものの、そのことをきっかけに商標登録の重要性を心底実感したといいます。

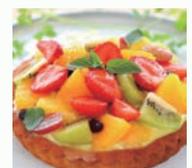


「お店を守るためだけでなく、せっかく資格をとってくれた生徒さんのためにも、麴クリエイターというブランド名を絶対に守らないといけないという気持ちで必死でした」と鈴木さんは当時を振り返ります。

麴の魅力が世の中に知られ、普及することは喜ばしいことですが、同じような活動をしている人と自分たちとの違い、独自性や強みは知的財産としてしっかり守っていくことが重要です。商標登録を取得しているという安心感があってこそ、新しいことにもチャレンジできるのです。「今後は、鎌倉ならではの取り組みとして、歴史ある寺社仏閣様との連携や、世界に目を向けた取り組みも考えていきたい」と始終キラキラした笑顔でお話をされる鈴木さんの様子は、麴パワーの何よりの証だと感じました。今後の新しい取り組みも精一杯サポートさせていただきたいと思います。

麴 Style 株式会社

神奈川県鎌倉市佐助 1-13-1
TEL:0467-81-4702
<https://koji-style.com/>





●「商標権侵害について」●

今回は、商標権が侵害された場合についてご説明します。

商標権は、権利の範囲である「商品やサービス」を指定して出願し登録されると、その範囲内で発生するものです。商標権侵害とは、第三者が、その範囲で、似たような商標を使ってしまうことです。

麴クリエイター

日本麴クリエイター協会様

商標登録 6093293 号

(以下敬称略)は、麴の価値を伝えるため「麴クリエイター®」を商標登録し、家庭での小規模な麴づくりや、麴を使ったおやつ作り、調味料作りの資格を認定しています。

「麴クリエイター®」講座は開講から5年が経ち、多くの受講生が活躍していますが、令和2年秋、とある受講生から、「インターネット上で『糎クリエイター』の名称を使って麴の資格講座を提供している会社がある」との報告がありました。日本麴クリエイター協会の講座に申し込もうと思って、インターネットで「コウジクリエイター」と検索したら、先方の講座に誘導されてしまうこともありえます。なんとかしなければなりません。しかし、先方もその名称でホームページを作り、広告等の投資をしているわけですので、ただ「こっちが先に使ったから、似たような名前を使うのをやめて」といって、止めてくれるわけではありません。

ここで商標権の出番です。商標権を有していれば、「権利」という錦の御旗にもとづいて、相手と交渉をすることができます。

商標権侵害が発生した場合、相手の使用をやめさせる「差止請求」、金銭の請求をする「損害賠償請求」が可能で、さらに相手が悪意で侵害している場合には「侵害罪」が適用されます。

通常、侵害があった場合は、根拠となる商標登録を示し、①商標が似ていること ②権利範囲の使用であることを明示して、内容証明郵便で使用の中止を求めます(差止請求)。損害が生じている場合は、併せて損害賠償請求も可能です。

このような先方に対するアクションを、一般に「警告」といいますが、警告は、単に中止や賠償を求めるだけでなく、それ以後の使用が「わざと」であることの証明になります。すなわち、警告をなあなあで無視しようとするれば、恐怖の刑事罰たる侵害罪の対象となってしまいます。商標権侵害の警告は、簡単には無視できない仕組みになっているのです。

日本麴クリエイター協会は、当該警告を行うにあたり、先方も「麴の素晴らしさを広めたい」という点で志を同じくするもので、需要者が混同しないようにしてもらえれば十分、との観点から、損害賠償の請求はせず、混同しない程度の講座名称の変更を求めるにとどめました。先方も、日本麴クリエイター協会の要望を受け入れ、現在は「糎プロデューサー」の名称で事業を継続しています。

商標権は、登録商標の使用を独占する強力な権利ですが、そもそも商標法は、特定の商標権者の利益を保護するだけのものではなく、皆がルールを守って商標の使用をすることによって、産業がより活性化することを法目的としています。

「麴クリエイターを目指したい」と思う需要者がサービスを間違えることなく、日本麴クリエイター協会も相手方もより良いサービスを提供し、そして、日本の麴の文化が進展する。当事者にとって侵害事件は当然心穏やかでいられるわけはありませんが、無事に解決してから振り返れば、商標法の法目的にかなった事件であったとも思えました。

弁理士 芦田 圭司

暑中お見舞い申し上げます



コロナが明けて初めての夏です。鎌倉は観光客で賑わい、マスクをされる方が少なくなってきているのを見ると、コロナ前の日常に戻つつあることを実感します。

コロナ禍においては、テレワークをはじめとするニューノーマルがクローズアップされました。それは社会の変化に適応するための考えであり、保守的な色が強い日本の文化に取り入れたい考え方です。しかし、それと同時に、私たちが普遍的に大切にすべきものはなにかということを考えさせられました。コロナ明けにテレワーク等のあり方が一部見直されたことも、単に逆行ということではなく、その現れではないかと感じています。

さて、私たち特許事務所は、新しいアイデアなど「新しいもの」を取り扱うので、どちらかというとニューノーマルな新しい取り組みにアンテナが向きます。新しいアイデアを考える上で、普遍的なことと、新しいことは真逆なのかと決めてそうではなく、普遍的なことを守りつつ新しいことを取り入れる仕組みには、実は新しい工夫がいっぱいです。商品にしてもサービスにしても、この2つを融合させるためには、両者を折り合わせ

る工夫が必要だからです。特許や意匠には「新しさ」が求められます。この「新しさ」には、商品やサービスが売れること、すなわち社会に受け入れられる価値を持たせることが含まれます。お客様とご相談の中で新しさをどこに持たせるのかお話しするときは、上記のような2つを融合するという観点に気をつけています。

私たちのアドバイスは、お客様に対し進むべき指針を示すことにつながるので、その知識の一つとして、普遍的なことをきちんと理解することが大切だと考えます。新しい世界を切り拓くお客様に対しより良いアドバイスができるよう、日々情報をキャッチし本質をとらえ知識を身につけていきたいと思う、「コロナ明けの新しい夏」です。



将星国際特許事務所
所長 弁理士 渡部 仁

SHOUSEI International Patent Office

将星国際特許事務所

〒248-0006

神奈川県鎌倉市小町2-11-14 山中MRビル3F

TEL : 0467-73-8540 (平日10:00~18:00)

FAX : 0467-73-8541

Email : info@shousei.jp

URL : https://shousei.jp/

